## • H26. 6. 2 改定

 $\bigcirc$  II − 7 確定申告を受託している税理士による政治資金監査( $\bigcirc$  II II − 5)

旧 新 Ⅱ-5 確定申告を受託している税理士に 確定申告を受託している税理士に  $\Pi - 7$ よる政治資金監査 よる政治資金監査 Q 登録政治資金監査人が、税理士業務と Q 登録政治資金監査人が、税理士業務と して、国会議員の所得税確定申告につい して、国会議員の所得税確定申告につい て受託している場合、当該国会議員に係 て受託している場合、当該国会議員に係 る国会議員関係政治団体の政治資金監 る国会議員関係政治団体の政治資金監 査を行うことは差し支えないか。 査を行うことは差し支えないか。 A お尋ねの場合は、政治資金規正法上の 登録政治資金監査人又はその配偶者

お尋ねの場合は、政治資金規正法上の 業務制限に該当しないため、政治資金監 査を行うことは差し支えありません。

A 登録政治資金監査人又はその配偶者 が国会議員に係る公職の候補者の確定 申告について受託していることは、当該 候補者に係る国会議員関係政治団体に 対する政治資金規正法上の業務制限に 該当しません。

ただし、当該候補者の確定申告を行っている場合は、当該候補者と経済的な利害関係を有していることから、当該国会議員関係政治団体と直接の関係はないものの、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません。また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。